

美唄市幼稚園教育振興計画 (素案)

平成 26 年度～平成 30 年度

平成 26 年 4 月

美唄市教育委員会

目 次

第1章 趣旨	1
第2章 計画期間	1
第3章 これまでの動向と課題	2
前計画の実施状況	2
国の動向	3
北海道の動向	6
美唄市の現状	7
課題	10
第4章 基本方針	11
市立幼稚園の存在意義	11
私立幼稚園への就園奨励	12
幼稚園教育振興のための基本方針	12
1 人間形成の基礎を培う幼児教育の充実	12
2 幼稚園・保育所等と小学校の連携	13
3 家庭や地域社会の教育力の再生・向上	14
4 施設形態の検討	16
<参考資料>	
子ども・子育て新制度	17
認定こども園のしくみと類型	18
第2期教育基本計画	19
美唄市の子育て支援・幼児教育施策	21
美唄市幼稚園教育振興計画（H15～H25）関連年表	22
美唄市幼稚園教育振興計画策定委員会委員名簿	23
美唄市幼稚園教育振興計画策定委員会協議経過	24
幼稚園教育に関するアンケート集計結果	25

第1章 趣旨

美唄市では、びばいっこすくすくプラン（次世代育成支援美唄市行動計画。平成22年度～平成26年度）との整合性を図りつつ、美唄市幼稚園教育振興計画（平成15年度～平成22年度）を進めてきました。

この間、少子化が着実に進行し、幼稚園の閉園や小学校の統廃合が進むなどの動きとなっています。

また、国においては、幼保一元化・幼保一体化に関する議論が進められてきました。

この計画は、これらの動向を踏まえ、美唄市における幼児教育の振興を効果的に推進するため、策定するものです。

第2章 計画期間

この計画は、平成26年度から平成30年度までの5年間の計画とします。ただし、この間、制度の変更や社会経済情勢の変化等に適切に対応する必要がある場合には、計画の見直しを行います。

美唄市幼稚園教育振興計画	平成26年度～平成30年度 (5年間)
--------------	------------------------

第3章 これまでの動向と課題

◆前計画の実施状況

美唄市幼稚園教育振興計画（平成15年度～平成22年度）の推進状況については、次のとおりです。

①3年保育の推進

私立幼稚園では、従来から3歳児保育を行ってきましたが、市立幼稚園においては、平成15年度から3歳児保育を開始しました。

市立幼稚園では、平成15年度は、各幼稚園とも3歳児及び4歳児の混合学級で、中央幼稚園では、平成16年度から3歳児学級となりましたが、2園の幼稚園につきましては、3歳児及び4歳児の混合学級が続きました。

平成25年度では、私立幼稚園2園で32名、市立幼稚園1園で6名、合計38名の3歳児が入園しています。

②障がい児教育の推進

特別な支援を要する幼児に対しては、個別支援計画を策定し、幼児一人ひとりに応じた教育・保育を進めてきました。

また、平成21年11月に美唄市特別支援教育連携協議会を設立して、専門家チームを編成し、保育所、幼稚園や小中学校と連携しながら、巡回相談や助言、啓発、研修を実施してきました。

③教員の資質向上

北海道立教育研究所や空知教育センターでの専門研修の受講、公開保育・研究発表の実施や参加、美唄市教育研究協議会の幼年教育研究部会での調査研究など、幼稚園教育における今日的課題を踏まえた活動を通じて、教育課程や指導方法等の改善・充実に向けた教員の資質向上に努めてきました。

④幼稚園と小中学校の連携

小学校との連携については、小学生との交流活動や施設見学、授業参観、授業体験、給食試食会などを通して安心感や期待感をもって入学することができるよう交流を図ってきました。

中学校との連携については、中学生による職業体験や総合学習による実践交流において、園児と中学生がふれあうことで互いに多様な経験を積み学習効果を得られています。

平成22年度・平成23年度には、国立教育政策研究所の指定事業として、幼・小連携教育実践研究を実施し、中央小学校とアカシヤ幼稚園の連携事業に取り組みました。

この中で、幼稚園の幼児と小学校の児童が行事や授業などで交流する機会を設けることの意義や教師が互いの教育内容について協議し、理解を図ることの大切さを再確認しました。

また、連携のポイントを「むすびあう、広がりをもつ、交流をはかる」とし、幼稚園におけるアプローチカリキュラム、小学校におけるスタートカリキュラムの編成につい

てもまとめ、幼稚園と小学校との連携体制の強化へと結びついています。

子どもたちへの効果としては、集中して話しが聞けるようになったこと、チャイムで生活時間の意識を身につけることができたことなどがあげられます。

⑤私立幼稚園及び保育所等との交流

市立幼稚園間では、相互訪問や合同での音楽鑑賞会の実施など、交流活動を推進してきました。

また、公立保育所や私立幼稚園との間では、交流事業の実施やそれぞれの行事への相互参加などを実施し、交流を図ってきました。

⑥幼児教育センター機能の発揮

幼稚園においては、保護者が成長する場の提供や地域の子育て力の育成も重要な役割として期待されていることから、幼児教育センターとしての機能の発揮について、調査・研究を進めるとともに、子育て支援センターとの連携や子育て相談への対応、保護者同士の交流の機会の提供などに努めてきました。

しかし、地域事情や時代状況に応じた幼児教育センターとしての役割を果たすことが一層求められていることから、さらに充実を図っていく必要があります。

⑦公共の福祉と新たな幼稚園の運営形態

少子化進行の動向を踏まえ、3園あった市立幼稚園のうち、中央幼稚園については平成22年3月をもって、三井美唄幼稚園については平成25年3月をもって閉園し、その役割を他の市立幼稚園、私立幼稚園及び認定こども園に委ねました。

⑧幼保一元化に向けた取り組み

平成18年10月から就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）が施行されたことから、南美唄地区については、地元の意向も踏まえ、保育所型の認定こども園を開設することとし、平成25年4月から、三井美唄保育所を母体とする美唄市認定こども園ひまわりを開設しました。

◆国の動向

平成18年12月に改正された教育基本法においては、教育の実施に関する基本として、幼児教育関連では次の3つの規定が新たに追加されました。

- 1 すべての教育の出発点である家庭教育の重要性を踏まえ、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有すること、及び国や地方公共団体が家庭教育の支援に努めるべきであること。
- 2 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、国や地方公共団体が幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めるべきであること。
- 3 学校、家庭及び地域住民等は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携・協力に努めるべきであること。

また、平成 19 年 6 月に公布された学校教育法等の一部を改正する法律においては、幼児教育の重要性と義務教育への連続性を示すため、幼稚園に関する事項が各学校種の最初に位置づけられるとともに、家庭、地域における幼児期の教育の支援、特別支援教育及び学校の評価・情報提供に関する事項を新たに規定しています。

平成 20 年 3 月に改定された幼稚園教育要領及び保育所保育指針については、

- ①子どもと保護者との信頼関係を基盤とする。
 - ②子どもの主体的な活動を大切にし、適切な環境の構成を行う。
 - ③子ども一人一人の特性と発達の課題に即した指導を行うこと
- などを基本としており、幼児教育の指針として整合性が図られたところです。

幼稚園教育要領

総則

第 1 幼稚園教育の基本

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法第 22 条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

1. 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
2. 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第 2 章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
3. 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとのかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、教師は、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

幼保一元化あるいは幼保一体化の議論については、平成 17 年 1 月に出された中央教育審議会からの答申を踏まえ、「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」を中心に進められ、平成 24 年 8 月に、認定こども園法の拡充の方向で決定されました。

「第 2 期教育振興基本計画」では、次のように 4 つの基本的方向性が打ち出されています。

教育行政の 4 つの基本的方向性

1. 社会を生き抜く力の養成
2. 未来への飛躍を実現する人材の養成
3. 学びのセーフティネットの構築
4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

この中で、「幼児教育の充実」は「1. 社会を生き抜く力の養成」に位置付けられており、内容は、以下のとおりです。

1. 社会を生き抜く力の養成

基本施策5 幼児教育の充実

【基本的考え方】

- 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、幼稚園等における幼児教育の充実を図るとともに、子ども・子育て支援法等に基づく新たな制度の構築により、質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するための更なる条件整備を図る。また、幼稚園における子育て支援活動・預かり保育の充実を図る。

なお、国の幼児教育振興アクションプログラム（平成18～22年度）は、平成25年4月時点では、改定されていませんが、その概要は次のとおりです。

幼児教育振興アクションプログラム

- 幼稚園、認定こども園における教育の条件整備を中心とした、幼児教育に関する総合的な行動計画。
7つの施策の柱のもと、具体的な取組を記載。（実施期間は平成18～22年度）
- 中教審答申（H17.1）における具体的な施策の提言や、骨太の方針2006（H18.7）、認定こども園制度等の幼児教育をめぐる状況の変化を踏まえて策定。

① 幼稚園・保育所の連携と認定こども園制度の活用の促進

目標1 幼稚園と保育所の連携を一層促進するとともに、幼稚園と保育とで区別なく、小学校就学前の子どもの育ちを支える体制を整備する。～幼稚園と保育所の関係者がともに参加する研修機会の充実、認定こども園制度の活用促進 等

② 希望するすべての幼児に対する充実した幼児教育の提供

目標2 入園を希望するすべての満3歳児～5歳児に対して質の高いきめ細かな幼児教育を提供する。
～教育環境の充実、学級規模の在り方（1学級30人以下）の検討、幼稚園就園奨励費補助の充実、幼児教育の無償化の検討 等

③ 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

目標3 各都道府県において、少なくとも1例以上、幼小間の長期にわたる派遣研修もしくは人事交流を実施する。
～幼小間の長期派遣研修・人事交流の推進 等

④ 教員の資質及び専門性の向上

目標4 幼稚園教諭一種免許状を所有する現職幼稚園教員数について、おおむね現行（約2万1千人）の2～3割増を目指す。
～一種免許状所有教員数の増大 等

⑤ 家庭や地域社会の教育力の再生・向上

目標5 幼稚園・認定こども園が「地域の幼児教育のセンター」としての役割を果たすよう、当該園児のみならず、地域の幼児及びその保護者を対象とする子育て支援活動を推進する。
～子育て支援活動・「預かり保育」の推進 等

家庭

地域社会

⑥ 生涯学習振興施策における教育力の再生・向上

目標6 子どもたちが家庭や地域社会の中で伸び伸びと育まれるような環境を整備する。～家庭教育支援、安全・安心な居場所づくりの推進 等

⑦ 幼児教育を地域で支える基盤等の強化

目標7 地方公共団体における幼児教育関係職員が、必要に応じて国及び都道府県の幼児教育関係職員等の支援が受けられる体制を整備する。～地域の人材の活用、自己評価・外部評価の推進、幼児教育を推進しやすい行政体制の構築 等

◆北海道の動向

平成 20 年 3 月に北海道教育振興計画(計画期間:平成 20 年度～平成 29 年度)が策定され、この計画の「施策項目」の計画期間が平成 24 年度までの 5 か年であったことから、平成 25 年 3 月に、平成 25 年度から 5 年間を見通した施策項目に改定されました。

この中で、幼児教育については、次のようになっています。

北海道教育推進計画(抜粋)

基本目標 4 地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進

基本方向 7 家庭の教育力の向上への支援の充実

施策項目 28 幼児教育・子育て支援の充実

■子育て支援活動の推進

- ・保護者や親子を対象とした学習機会の提供や地域ニーズに合わせた相談・支援活動の取組の普及促進

■幼稚園教育の充実

- ・経験年数に応じた研修や、教員等の相互理解を深める機会の確保
- ・幼児期の教育のセンターとしての役割や預かり保育等の子育て支援機能の充実を促進

■幼稚園、保育所等と小学校との連携の促進

- ・幼・保の教員等の合同での研究協議の場を設定
- ・幼児・児童の交流機会の確保を促進

また、平成 21 年 5 月に策定した北海道幼児教育すこやかプランは、平成 24 年までの計画となっており、その取組み項目は、次のようになっています。

北海道幼児教育すこやかプランでの取組み項目

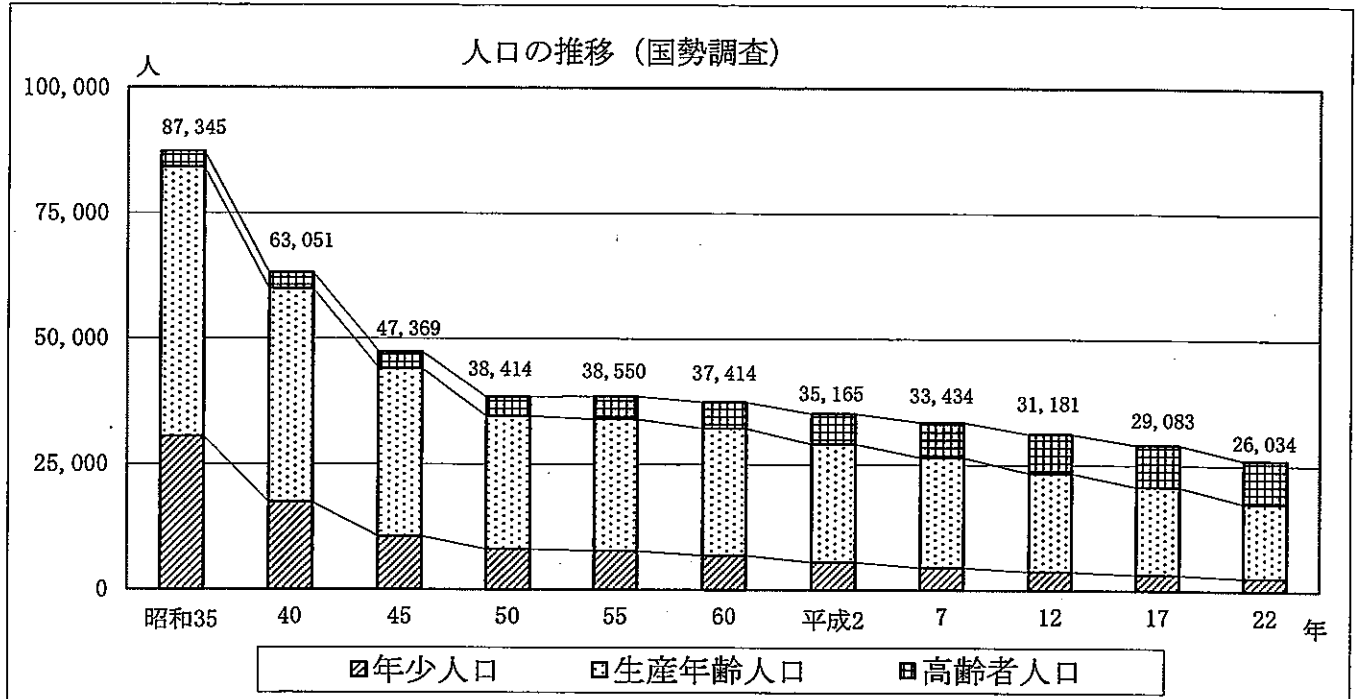
- 1 幼児期の特性を踏まえた教育の充実
- 2 教育の質の保証・向上
- 3 幼稚園等と小学校との連携の充実
- 4 子育て支援活動の充実

◆美唄市の現状

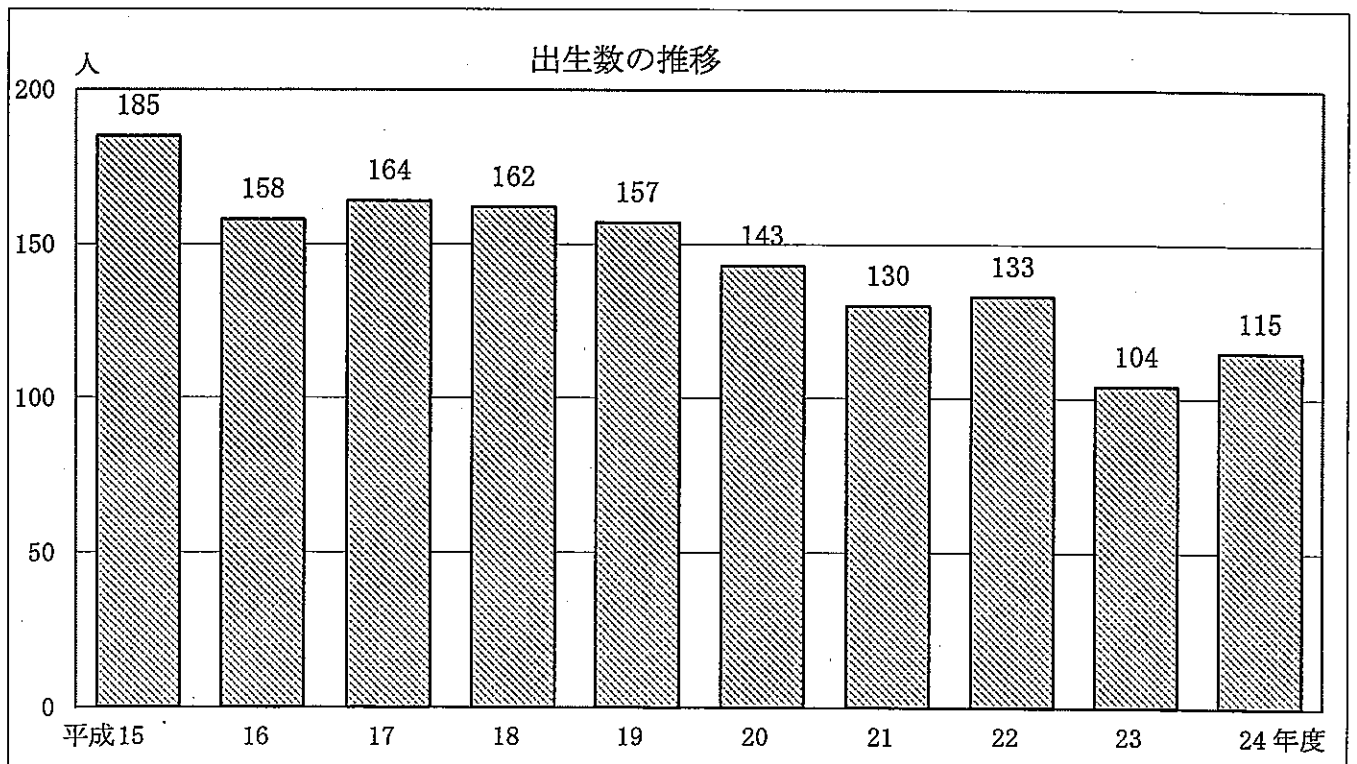
■人口の推移

本市の人口は、自然減（出生数が死亡数を下回る）及び社会減（転入者数が転出者数を下回る）による減少が続くとともに、少子高齢化が加速化しています。

平成 22 年の国勢調査では、年少人口（0 歳～14 歳）の割合は、全国が 13.1%に対し、美唄市は 9.9%となっており、少子化が際立っています。



■出生数の推移

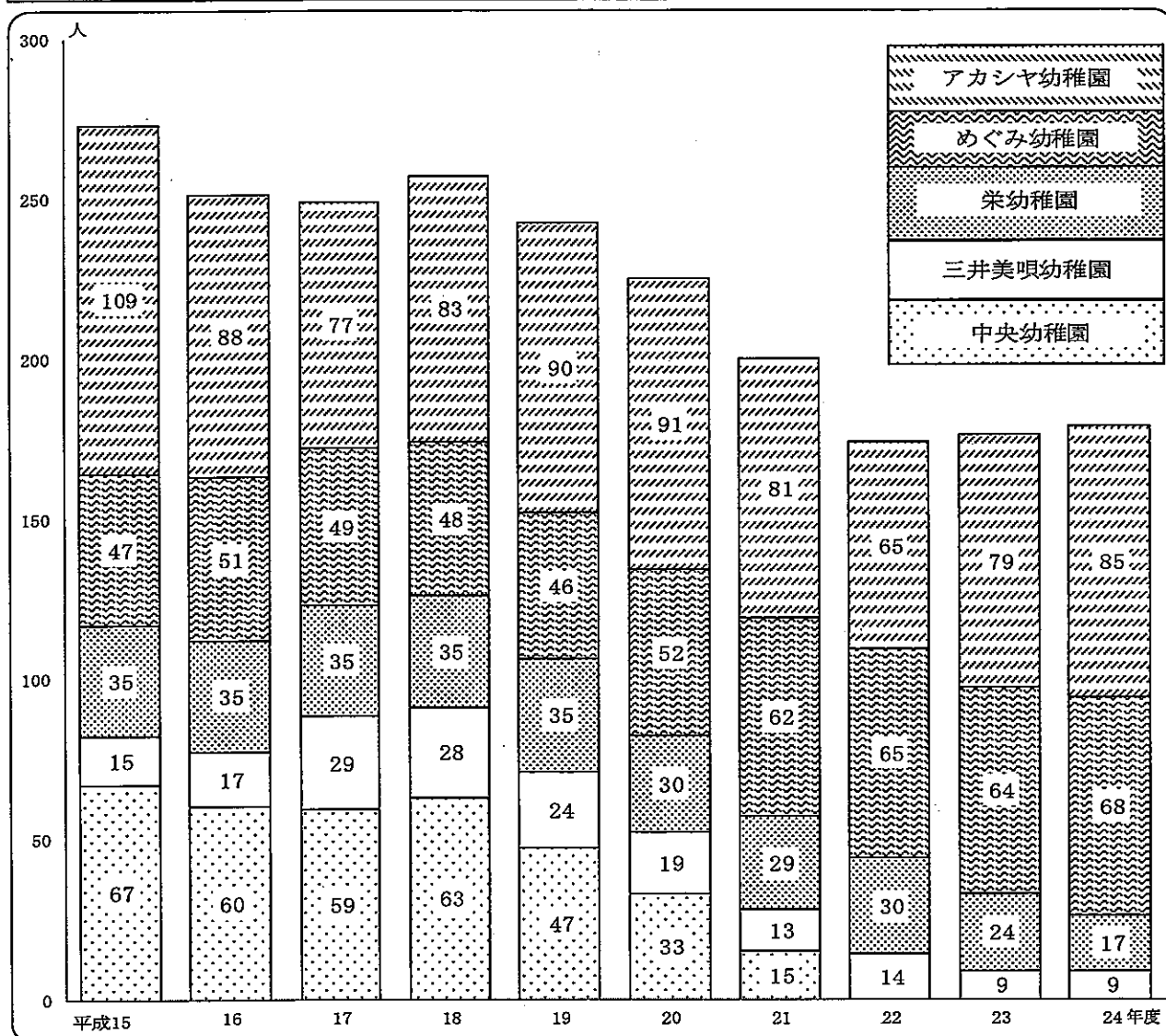


本市の出生数は、減少傾向が続いており、平成 15 年度と平成 24 年度を比較すると 70 人、37.8%の減となっています。

■幼稚園児数の推移

単位：人

年 度	市 立					私 立		合 計
	中央幼稚園	三井美唄幼稚園	栄幼稚園	めぐみ幼稚園	アカシヤ幼稚園			
平成15年度	67	15	35	47	109	定員 80人	47	定員 合計360人 273
16	60	17	35	51	88		51	251
17	59	29	35	49	77		49	249
18	63	28	35	48	83		48	257
19	47	24	35	46	90		46	242
20	33	19	30	52	91	定員 70人	52	225
21	15	13	29	62	81		62	200
22	H22年3月閉園	14	30	65	65		65	定員 合計315人 174
23		9	24	64	79		64	176
24	H25年3月閉園	9	17	68	85		68	179



幼稚園の園児数については、市立幼稚園で見ますと、出生数の減、さらには共働きの世帯が増えてきていることなどにより減少傾向にあり、平成15年度と平成24年度を比較すると91人、77.8%の減となっています。この間、定員数の見直しや幼稚園の配置見直しが行われています。

私立幼稚園については、平成15年度と平成24年度を比較しますと、全体では、ほぼ増減なく推移しており、市立幼稚園から私立幼稚園へ入園する子どもが増えている傾向が見られます。

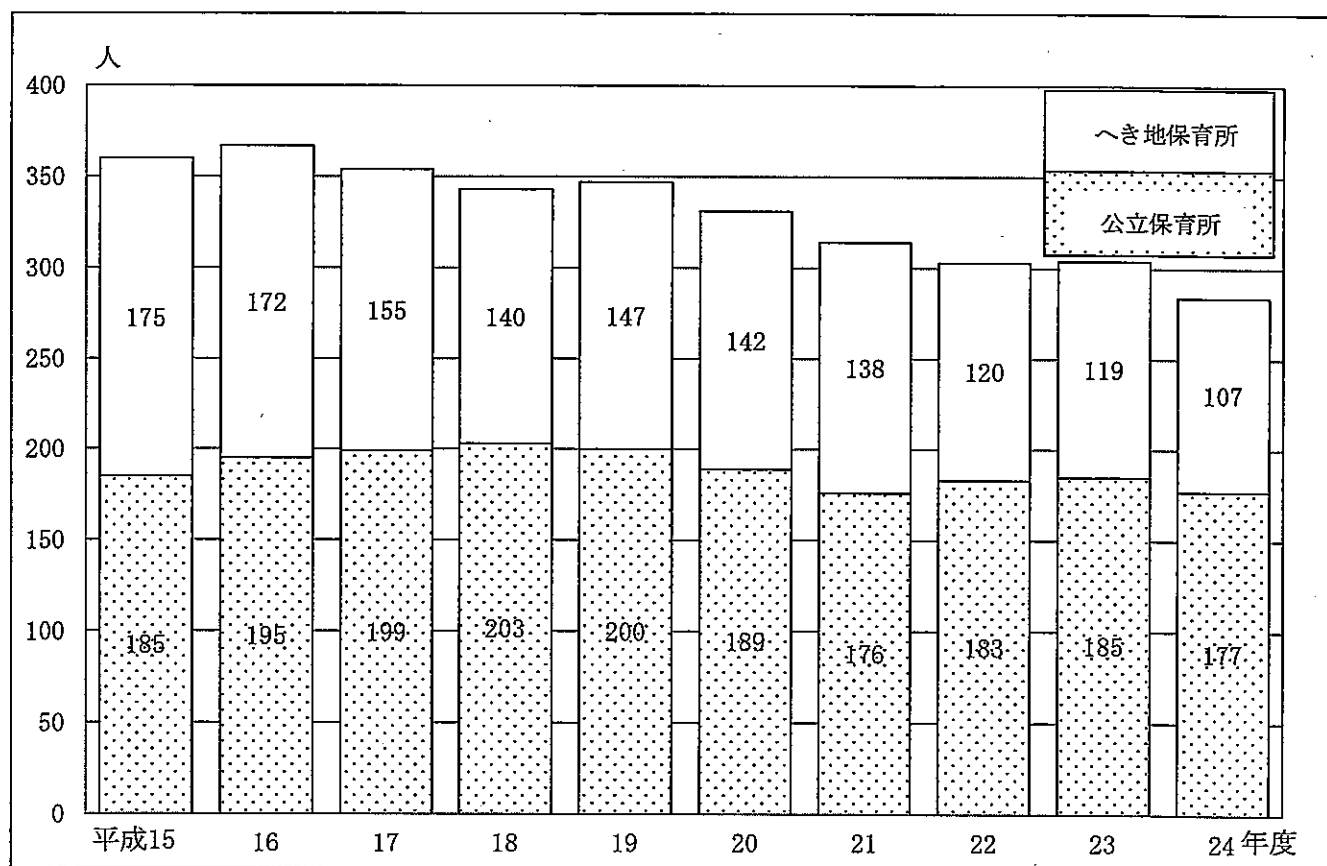
■保育所(園)入所(園)児童数の推移

単位：人

保育所名		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
公立	中央保育所	58	59	64	65	63	62	60	59	57	54
	東保育所	51	53	50	52	52	49	46	48	46	46
	西保育所	47	52	53	52	52	48	43	47	52	48
	三井美唄保育所	29	31	32	34	33	30	27	29	30	29
	計	185	195	199	203	200	189	176	183	185	177
へき地	茶志内双葉保育園	38	39	37	34	36	36	41	36	39	32
	峰延保育所	54	54	45	35	32	32	29	25	23	18
	西美唄保育園	23	20	16	17	21	22	21	12	10	7
	進徳保育園	60	59	57	54	58	52	47	47	47	50
	計	175	172	155	140	147	142	138	120	119	107
合 計		360	367	354	343	347	331	314	303	304	284

※入所児童数は、各月1日現在の人数を合計して、1月平均にしたもの。

※茶志内双葉保育園のH15年度からH21年度の人数は、中村みのり保育所の人数を合算したもの。



保育所(園)の児童数については、出生数に比例して減少傾向にあり、共働きの世帯が増えてきていることにより、急激な減少はないものの、平成15年度と平成24年度を比較すると76人、21.1%の減となっています。

なお、この間、へき地保育所(園)の閉所(園)などの配置見直しが行われています。

◆課題

①入園者の減少

出生数の減少傾向など少子化が進み、今後さらに入園者数も減少すると予想されます。集団活動を基礎とした幼児教育の場として、家庭や地域が幼稚園・保育所等に向ける期待は高く、その担う役割は大きいと考えられることから、幼児教育や保育に関する施設のあり方を検討していかなければなりません。

②幼・小連携の積極的な推進

遊びを通して学ぶ幼児期の教育活動から、教科学習が中心となる小学校以降の教育活動への円滑な移行を目指し、幼稚園と小学校との連携を図る必要があります。

このことから、平成 22 年度・平成 23 年度に実施した幼・小連携教育実践教育の成果を踏まえ、幼稚園及び小学校がお互いの様々な行事等への参加、招待などの交流を積極的に推進する必要があります。

③特別支援教育の充実

幼児期における発達障害を含む障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・援助のあり方や就学先を決定するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことや直接指導にかかわる教職員の理解が大切です。

このことから、市立幼稚園においては、特別支援コーディネーターや特別支援教育支援員などを配置し、特別支援教育の視点から園内整備に配慮しながら、保育所（園）・小学校とともに特別支援教育に関する専門的な研修等を実施するなど、市立幼稚園が幼児期における特別支援教育推進の中核的な役割を担う必要があります。

④幼児教育センター

保護者の子育てや家庭教育に関する相談、情報提供などのほか、教育関係者による幼児教育研究等の幼児教育センター的な役割・機能の充実のため、私立幼稚園をはじめ、保育所（園）、認定こども園、子育て支援センターなど関係機関との連携をさらに深め、子育て支援等を充実する必要があります。

⑤教員間の連携及び合同研修

幼稚園教育は、就学前の教育として重要な役割を担っていることから、子どもの発達の連続性を踏まえ、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼稚園との連携した教育が必要です。

このことから、幼稚園及び小学校は、相互の保育（授業）参観を実施するとともに、なお一層の連携を進め、相互のカリキュラムに配慮しながら、指導の連続性が図られるよう合同研修の実施などが必要となっています。

第4章 基本方針

幼児教育とは、幼児が生活する家庭、地域、幼稚園又は保育所で行われる教育を総称したものです。幼児教育は、家庭における教育を原点として、地域、幼稚園又は保育所が連携・協力しながら、子どもを育てることが基本です。

幼児にとって、家庭は、愛情やしつけなどを通して幼児の成長の最も基礎となる心身の基盤を形成する場であり、地域は、様々な人々との交流や身近な自然とのふれあいを通して豊かな体験が得られる場です。また、幼稚園又は保育所は、幼児の家庭での成長を受け、集団活動を通して、家庭では体験できない社会・文化・自然などにふれ、幼児期の発育に必要な豊かさに出会う場です。

このような幼児を取り巻く環境の中で、幼児は多様な活動を体験することによって、豊かな感性を養うとともに、生涯にわたる学習意欲や学習態度の基礎となる好奇心と探究心を培うほか、小学校以降における「学習の芽生え」を育み、生涯にわたる学習の基礎を培っています。

こうした幼児期の発達の特性を踏まえた幼児教育は、幼児の内面に働きかけ、幼児一人ひとりの持つよさや可能性を見だし、その芽を伸ばすことをねらいとするため、家庭、地域、認定こども園、幼稚園又は保育所においては、それぞれが有する教育機能を互いに発揮し、連携しながら、幼児の健やかな成長を支えていくことが必要です。

幼児教育の中でも、特に、幼児教育の中核としての役割を果たしてきた幼稚園教育は、幼児期の発達の特性に照らし、幼児の自発的な活動としての「遊び」を重要な学習として位置づけ、幼稚園教育要領に基づく教育課程や適切な施設・設備のもと、教職員による組織的、計画的な指導を「環境を通して」行っています。

このように、幼児教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培ううえで重要であるほか、学校教育の始まりとして幼児教育を捉えれば、知識や技能に加え、思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」や「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康・体力」の基礎を育成するうえでも重要な役割を担っています。

◆市立幼稚園の存在意義

現在、私立幼稚園2園、市立幼稚園1園がそれぞれ美唄市の幼稚園教育を担っています。

その中で、市立幼稚園では、幼稚園、家庭、地域社会の3者が教育機能を発揮し総合的な幼児教育を提供するため、幼児教育の場としての機能に加え、地域住民や子育てグループといった子育て支援に携わる身近な人々と連携しながら、地域の未就園児を含む保護者の教育力向上を支援する幼児期の教育のセンター的な機能を担うことを目指してきました。

また、市立幼稚園では、特別支援教育を担ってきており、今後とも、その役割を担う状況にあります。

さらに、市立幼稚園には、市内の幼小連携などの研究や実践の場としての役割も期待されています。幼稚園から小学校、中学校へと発達、成長の過程を見据えた縦のつながりを意識した役割と、幼稚園から家庭や地域社会へと横のつながりを意識した役割を担うことが求められています。

そのため、今後、少子化の動きの中で、認定こども園の幼児教育における役割を見極めながら、市内の幼稚園教育全体の協力、連携体制を再構築していく視点から、市立幼稚園の意

義を再検討していきます。

◆私立幼稚園への就園支援

国では、保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図ることを目的として、入園料及び保育料を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、所要経費の一部を補助しています。

幼稚園に幼児を通園させている保護者の年齢は相対的に若いことから、その経済的負担は相当過重となっています。

そのため、幼稚園児の入園料、保育料の一部又は全部を世帯の所得に応じて軽減し、その経済的負担の軽減及び公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図ることにより、幼児の幼稚園への就園を奨励するため、市町村が「就園奨励事業」を行うために必要な経費について、原則3分の1以内を国が補助してきています。

「第2期教育振興基本計画」では、次のように記述されています。

17-1 幼児教育に係る教育費負担軽減

- ・保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を目的として、保育料等を軽減する就園奨励事業を実施する地方公共団体に対し、所要経費の一部を補助する幼稚園就園奨励費補助を引き続き実施することにより、幼稚園への就園を推進する。

美唄市では、この制度を活用し、幼稚園教育の振興及び私立幼稚園に通っている園児の保護者の経済的負担を軽減することを目的として、保育料の一部を補助しています。

この支援制度については、今後も、国の制度に合わせ、継続していくこととします。

対象となる世帯

- ・私立幼稚園に就園している園児とその保護者が美唄市に住民登録があり、現に居住していること。
- ・世帯の市民税所得割課税額が基準以内であること。

◆幼稚園教育振興のための基本方針

美唄市では、次の基本方針のもとに、幼稚園教育の振興を図っていきます。

自分らしさを発揮し、健やかでこころ豊かな子どもを育む

この基本方針を具体的に進めていくため、次の項目を実施していきます。

1 人間形成の基礎を培う幼児教育の充実

「生きる力」の基礎を培う教育内容の充実

幼児は、遊びを通して成長することから、幼稚園等施設においては、幼児期の発達の特徴を踏まえ、幼児教育の基本である遊びを通して教育の充実を図りながら、安定した情緒のもとで「生きる力」の基礎を育む幼児教育を推進します。

①基本的な生活習慣の形成と身体の調和的な発達

幼児期は、生活や安全についての基本的な習慣や態度を身につけるのに適切かつ大切な時期です。そのために、家庭との連携を図りつつ、集団生活の中で健康、安全で幸福な生活のための基本的な習慣を養います。

○計画的に環境の構成を工夫し、あいさつなどの習慣が身につけられるようにします。

○楽しく体を動かす遊びを通して体力・運動能力の基礎を培います。

②幼児の主体的な活動の促進

「生きる力」の基礎は、幼児の生活全体を通じ、様々な体験を積み重ねる中で培われるものです。幼稚園施設では、日々の保育の中に幼児同士が十分にかかわり、協力し楽しく目的を達成する喜びを味わうことができる活動を工夫していきます。

○様々な場や機会を捉えて、幼児一人ひとりに応じた活動の工夫に努めます。

○幼児期の発達に必要な体験活動を計画的に展開します。

③自分らしさの発揮とコミュニケーション能力の養成

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の言葉や思いに気づき、人とかかわることの楽しさを感じていくことが大切です。

○絵本や物語の読み聞かせを計画的に行うとともに言葉を交わす楽しさを味わうことができる活動を工夫するなど、豊かな心を育むよう活動の充実を図ります。

○幼児に適切な言葉の使い方を伝えていくために、人間関係を豊かにし、言語環境を整えるよう努めます。

④「食」を重視した教育活動の充実

食生活の乱れは、幼児の心身の健康や発達、運動の意欲や能力などに深刻な影響を及ぼすものです。幼児期に食べ物への興味や関心を持ち、なごやかな雰囲気の中で、食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちや自然のめぐみに感謝する気持ちを育てることは重要であり、食事の回数や量、栄養バランス、食の安全などにも配慮しつつ、発達段階に応じた食育を推進します。

○野菜づくりやグリーン・ルネサンス推進事業への参加など、農業体験学習を実施します。

○栄養教諭が食の大切さを伝えていきます。

2 幼稚園・保育園等と小学校の連携

認定こども園、幼稚園、保育所、小学校の連携

幼児教育施設の区別なく、幼児の成長に必要な教育・保育の内容を保障することが重要です。

また、幼児の発達や学びの観点から、幼児教育施設の遊びを通した学びから、小学校以降の学習へと連続的につながっていくことが重要であることから、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校の連携を図ります。

○相互参観を推進し、相互理解に努めます。

○合同研修の実施に努め、教育内容・保育内容の理解及び整合性の確保に努めます。

○市立においては、諸行事等における合同活動の実施に努めます。

3 家庭や地域社会の教育力の再生・向上

(1) 異年齢・異世代との交流の推進

様々な人とのかかわりを通した教育・保育の充実を図り、人とかかわる力を養うとともに、多様な価値観との出会いにより、豊かな人間形成の基礎を培うことができるように取り組みます。

○保護者・大学生・地域ボランティア等の幅広い世代の人々の保育参加による交流の実施や、幼児と小・中・高等学校の児童生徒との交流活動や職業体験、インターシップの受入れを行います。

○幼児の多様な体験の機会を増やすため、福祉施設等への訪問などを行います。

(2) 開かれた施設づくりの推進

幼児教育施設を地域に開かれたものにしていくとともに、地域社会での幼児教育振興の取り組みを支援するために、幼児教育施設及び幼児教育全体の継続的な改善を促すための基盤を整備し、強化していくように努めます。

○幼児教育施設の運営等や指導内容について、園だよりやホームページ等での情報提供や保護者や地域社会、関係機関等への情報公開を進めます。

○教育・保育の水準の維持・向上を図り、自己点検・自己評価を充実させるとともに、関係者による評価等、外部評価の導入を促進し、結果の公表など効果的な情報提供の工夫に努めます。

○地域に開かれた施設とするため、学校評議員制度等の積極的活用に努めます。

(3) 地域の教育資源を活用した教育・保育環境の充実

地域や幼児教育施設の人材、物的環境を生かした教育・保育を実践します。

○地域の人材、施設、環境等の教育資源を活用し、幼児教育が適切に行えるような教育環境の整備に努めます。

○幼児教育にかかるボランティア人材の集約など、ネットワークの形成に努めます。

(4) 幼児の安全確保

地域社会と一体となり、幼児の安全を確保するための対策に取り組みます。

- 幼児教育施設における教育・保育活動中などに、不審者が侵入した場合に備えての安全対策に万全を期すように努めます。
- 地域の人々の協力のもとに、地域ぐるみで幼児を見守るような体制を築くように努めます。
- 幼児教育施設は、地域の人々や関係機関との連携のもと、不審者や災害に備えて、幼児や施設等の実情に即した実地的な避難訓練などを計画的に実施します。

(5) 家庭・地域との連携

「教育の原点は家庭にあること」を基本として、「親と子が共に育つ」という視点から、家庭の教育力の向上に向けて取り組みます。また、幼児教育センターとしての機能を発揮し、地域の子育て力の向上に努めます。

- 家庭における基本的生活習慣の育成を推進します。
- 人とのかかわり合う力の基礎となる「あいさつ」など、言葉による伝え合いについて家庭でも重視していくように呼びかけます。
- 幼児の健康の維持増進や基礎的な体力の基盤となる食生活の重視、食育や運動の機会の増加などを推進します。
- 地域行事等への親子の積極的な参加を促します。
- 幼稚園から保護者や地域に向けた子育て関連情報を提供します。
- 保護者同士の交流の機会など、私立幼稚園と市立幼稚園との連携を進めます。
- 市立においては、保護者からの相談や幼児教育の研究を進めます。

<参考>幼稚園教育要領第3章第2の2

幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力を配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。

＜参考＞児童福祉法

第48条の3 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

2 保育所に勤務する保育士は、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

4 施設形態の検討

少子化の傾向は、今後も続くと思込まれることから、就学前の子どもたちについては、親の生活スタイルにかかわらず、地域の実情に応じた良質な環境が、同様に提供されることが重要になります。

そのため、幼児教育や保育を行う施設の形態に関しては、幼保一体化に関する国の動向や本市の幼児数の推移、美唄市認定こども園の運営状況などを踏まえ、総合的に検討していくこととします。

なお、「第2期教育振興基本計画」では、幼児教育の質の向上に関して、次のようにされています。

教育行政の4つの基本的方向性

1. 社会を生き抜く力の養成

5-2 質の高い幼児教育・保育の総合的提供等

- ・子ども・子育て支援法等に基づく新たな制度により、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を促進することで、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供を一層促進する。
- ・幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付（子ども・子育て支援法に基づく「施設型給付」）を満3歳以上の小学校就学前の全ての子どもに保障する。

子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく『子ども・子育て支援新制度』が平成 27 年度からスタートします。

子どもの教育・保育、子育て支援を総合的に進める 新しい仕組み を目指します。

<背景>

- 核家族化や高齢化の進展に伴い、地域のつながりが希薄になり、親が子育てをするときも、子どもが育つ上でも必要な、子ども同士や親以外のたくさんの人達との関わりが少なくなってきました。
- 都市部をはじめとして全国的に保育所に入れないたくさんの待機児童が存在し、一方で子どもが減ってきたことで、近くに保育所がなくなってしまうような地域もたくさんあります。(35都道府県、25,556人の待機児童)
- 日本は、先進国では子どもにかかる予算(対GDP比)の最も少ない国の一つです。
(日本は対GDP比で約1%。子育て支援の充実したフランスやスウェーデンの1/3)

<新しい制度で目指すこと>

■ 質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供できる仕組みを創ります。

- ☆ 幼保連携型認定こども園について、単一施設として認可・指導監督等を一本化することなどにより、認定こども園の一層の普及を目指します。
- ☆ 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付を創設し、どの施設を利用しても必要な給付が受けられるようにします。
- ☆ 認定こども園、幼稚園、保育所、放課後児童クラブを始め、教育・保育・子育て支援に携わる職員の体制強化を図り、教育・保育の質を高めます。
- ☆ 市町村に窓口を一本化。国も内閣府に一本化。二重行政を解消します。

■ 都市部を中心とした待機児童を解消していきます。

- ☆ 一定の基準を満たせば、自治体は認可する仕組みとすることにより、質を確保しながら、保育等の量的拡大を図ります。
(認定こども園・保育所を中心に、小規模保育や保育ママなど多様な保育を充実)
- ☆ 地域のニーズを踏まえ、市町村が計画的に整備します。



■ 子どもが減り続けている地域の保育・子育て支援を支え続けます。

- ☆ 市町村が地域の状況を踏まえながら、認定こども園・幼稚園・保育所とともに、小規模保育や保育ママなども活用して、引き続き、保育、子育て支援を提供できるようにします。

■ 地域でいきいき子育て出来るようにします。

- ☆ 親子で相談や交流などができる地域の拠点を増やします。
- ☆ 多様なメニューから施設や支援を選べるようになります。



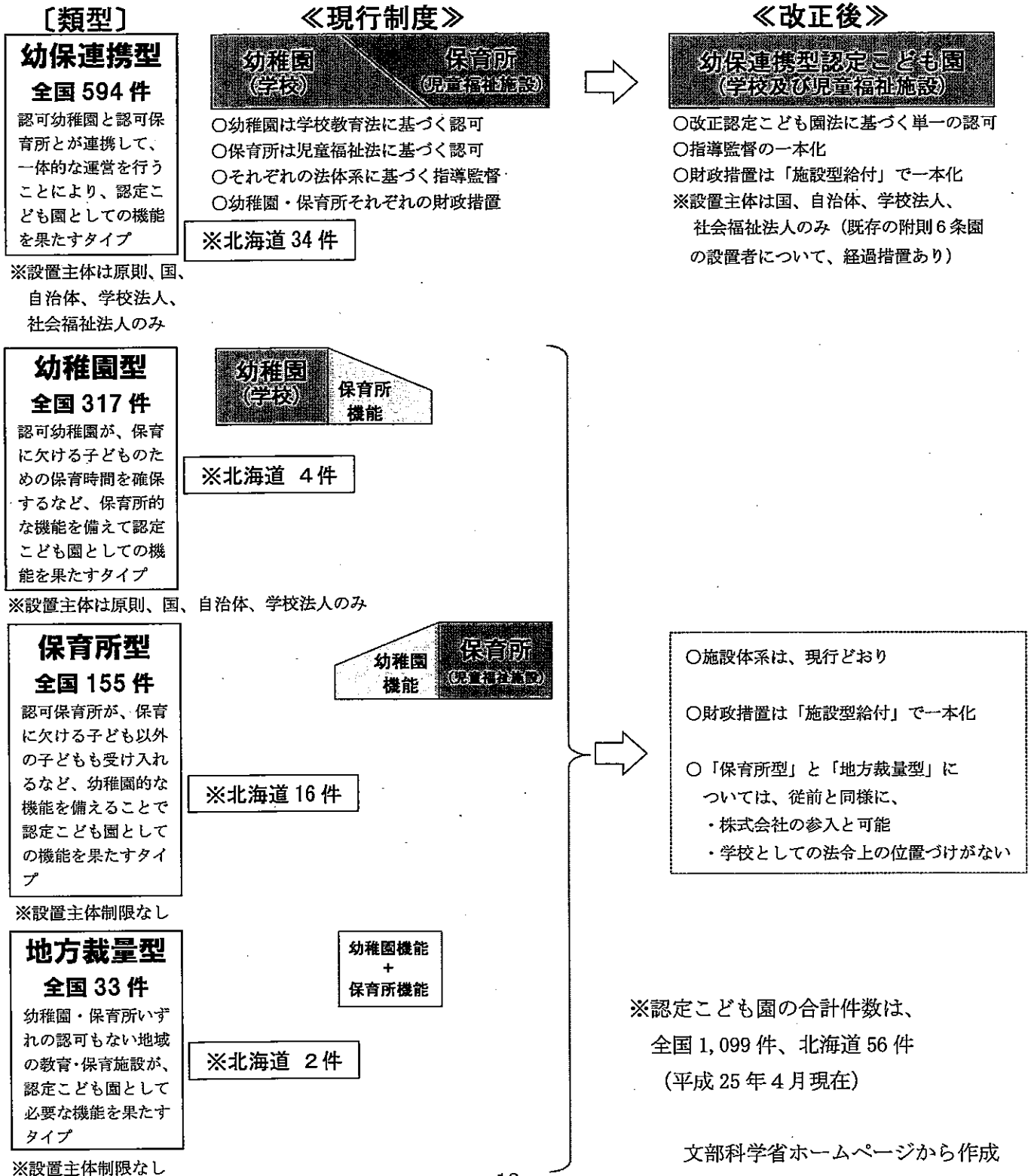
これらを実現するため未来を担う子どものための予算を増やします

<市町村の役割>

- ◎ 全ての市町村が責任を持って、保護者など地域の方と一緒に、計画的に地域の子育て支援を充実します。
- ◎ 保護者が必要な支援を受けられるよう、市町村が利用者をしっかりサポートします。

認定こども園のしくみと類型

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
 - ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化→ 消費税を含む安定的な財源を確保



文部科学省ホームページから作成

※教育振興基本計画：教育基本法第17条第1項に基づき政府が策定する。教育の振興に関する総合計画（第2期計画期間：平成25～29年度）

1. 社会を生き抜く力の養成

～多様で変化の激しい社会の中で個人が自立と協働を図るための主体的・能動的な力～
→ 「教育成果の保証」に向けた条件整備

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～
→ 創造性やチャレンジ精神、リーダーシップ、日本人としてのアイデンティティ、語学力、コミュニケーション能力などの育成に向けた多様な体験・切磋琢磨の機会の増大、優れた能力と多様な個性を伸ばす環境の醸成

3. 学びのセーフティネットの構築

～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～
→ 教育費負担軽減など学習機会の確保や安全安心な教育研究環境の確保

4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～
→ 学習を通じて多様な人が集い協働するための体制・ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備

我が国を取り巻く危機的状況

相互に関連

少子化・高齢化の進展

・生涯人口の減少（2050年には、我が国の人口は2010年比約3割の約5千万人まで減少。そのうち4割が65歳以上の高齢者。）
・経済規模縮小、税収減、社会保障費の拡大
→ 社会全体の活力低下

グローバル化の進展

・人・モノ・金・情報等の流動化
・「知識基盤社会」の本格的到来
・新興国の台頭等による国際競争の激化
・生産拠点の海外移転による産業空洞化
→ 我が国の国際的な存在感の低下

雇用環境の変容

・終身雇用・年功序列等の変容
・企業内教育による人材育成機能の低下
→ 失業率、非正規雇用の増加

地球規模の課題への対応

・環境問題、食料・エネルギー問題、民族・宗教紛争など様々な地球規模の課題に直面しており、かつてのような物質的豊かさのみの追求という視点から脱却し、持続可能な社会の構築に向けて取り組んでいくことが必要。

東日本大震災により一層の顕在化・加速化

相互に関連

地域社会、家族の変容

・地域社会等のつながりや交差点の低下
・セーフティネット機能の低下
・価値観、ライフスタイルの多様化
→ 個々人の孤立化、規範意識の低下

格差の再生産・固定化

・経済格差の再生産→教育格差→教育格差の再生産
・再生産・固定化（同一世代内、世代間）
→ 一人一人の豊穡減退、社会の不安定化

地球規模の課題への対応

・環境問題、食料・エネルギー問題、民族・宗教紛争など様々な地球規模の課題に直面しており、かつてのような物質的豊かさのみの追求という視点から脱却し、持続可能な社会の構築に向けて取り組んでいくことが必要。

一方で・・・
【我が国の様々な強み】
○多様な文化、芸術や優れた感性
○勤勉性・協調性、思いやりの心
○科学技術、「ものづくり」の基盤技術
○基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
○人の絆

教育行政の4つの基本的方向性

⇒ 改正教育基本法の理念を踏まえ教育再生を実現するため、生涯の各段階を貫く方向性を設定し、成果目標・指標、具体的方策を体系的に整理（次頁参照）。

- ◆ 教育における多様性の尊重
- ◆ 社会全体の「横」の連携・協働

（共通理念）

- ◆ ライフステージに応じた「縦」の接続
- ◆ 現場の活性化に向けた国・地方の連携・協働

（教育投資の在り方）

- ◆ 現下の様々な教育課題を踏まえ、今後の教育投資の方向性としては、以下の3点を中心に充実を図る。
- ・協働型・双方向型学習など質の高い教育を可能とする環境の構築
- ・家計における教育費負担の軽減
- ・安全・安心な教育研究環境の構築（学校施設の耐震化など）

（危機回避シナリオ）

- 個々人の自己実現、社会の「担い手」の増加、格差の改善（若者・女性・高齢者・障害者などを含め、生涯現役、全員参加に向けて個人の能力を最大限伸長）
- 社会全体の生産性向上（グローバル化に対応したイノベーションなど）
- 一人一人の絆の確保（社会関係資本の形成）

⇒ 一人一人が誇りと自信を取り戻し、社会の幅広い人々が実感できる成長を実現

今後の社会の方向性

⇒ 「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会を構築

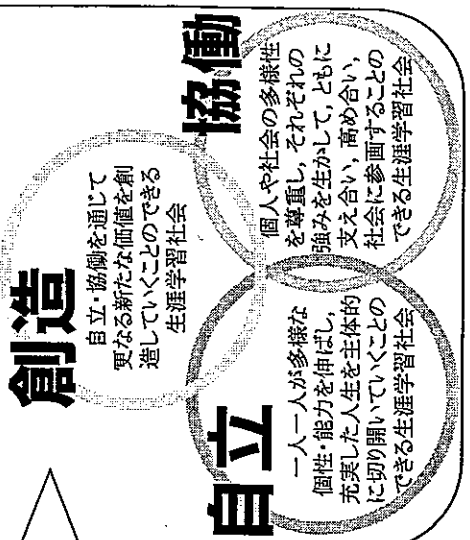
- 諦めず、状況を的確に捉え自ら考え行動する力
- イノベーションなど未来志向の復興、社会づくり
- 安心して必要なる力を身に付けられる環境
- 人々と地域間、各国間に存在するつながり、人と自然との共生の重要性

【第1期計画の評価】

- 第1期計画で掲げた「10年を通じて目指すべき教育の姿」の達成は、いまだ遠上。

・様々な取組を行ったが、学習意欲・学習時間、低学力層の存在、グローバル化等への対応、若者の内向き志向、規範意識、社会性等の育成など依然として課題が存在。一方、コミュニティの協働による課題解決や教育格差の問題など新たな視点も浮上。

→ 背景には、「個々人の多様な強みを引き出すという視点」「学校現場や学校・社会生活間の接続」「十分なPDCAサイクル」の不足など



(★成果指標の例、◆基本施策の例)

1 社会を生き抜く力の養成

1 生きる力の確実な育成(幼稚園～高校)

⇒ 生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」などを確実に育てる。

- ★国際的な学力調査でトップレベルに
- ★いじめ、不登校、高校中退者の状況改善 など
- ◆新学習指導要領を踏まえた言語活動等の充実
- ◆ICTの活用などによる協働型・双方向型学習の推進
- ◆各地域の実情を踏まえた土曜日の活用促進
- ◆高校段階での到達度テスト導入など高校教育の改善・充実
- ◆道徳教育の推進(心のノート)の充実、配布、道徳の教科化の検討
- ◆いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底
- ◆教員の資質能力向上(養成・採用・研修)一体的な改革
- ◆全国学力・学習状況調査(全数調査の継続実施)
- ◆子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築に向けた、学校の在り方を含めた検討 など

4 社会的・職業的自立に向けた力の育成

★進路への意識向上や雇用状況(就職率、早期離職率等)の改善に向けた取組の増加(インターンシップ等の実施状況の改善、大学等への社会人入学者倍増)など

- ◆体系的・系統的なキャリア教育の充実
- ◆学生等への就職支援体制強化(就職・採用活動開始時期の変更等)
- ◆大学・専修学校等における分野別到達目標の普及、第三者評価制度の構築
- ◆社会人(キャリアアップを目指す社会人、出題等により離職したが再就職を希望する女性など)の学び直しの機会の充実 など

2 未来への飛躍を実現する人材の養成

5 新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成

- ★大学の国際的な評価の向上
- ★日本人の海外留学人数・外国人留学生数の増加 など
- ◆高校段階における早期卒業制度の検討
- ◆外国語教育の強化や双方向の留学生交流(意欲と能力のある全ての若者に留学機会を実現等)、国際交流の推進、大学等の国際化のための取組の支援
- ◆大学院教育の抜本的改革の支援 など

3 学びのセーフティネットの構築

6 意欲ある全ての者への学習機会の確保

- ★経済状況によらない進学機会の確保
- ★家庭の経済状況等が学力に与える影響の改善 など
- ◆各学校教育段階を通じて切れ目のない教育費負担軽減(幼児教育の負担軽減、無償化の検討、義務教育段階の就学援助の実施、低所得世帯等の高校生等への修学支援の充実、低所得世帯等の大学生、専門学校生への支援の充実)
- ◆挫折や困難を抱えた子ども・若者の学び直しの機会を充実 など

4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

8 互助・共助による活力あるコミュニティの形成

- ★全学区に学校と地域の連携・協働体制を構築
- ★コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大
- ★全学校等で評価、情報提供 など
- ◆コミュニティ・スクール、学校支援地域本部等の普及
- ◆大学等のセンター・オブ・コミュニティ構想(COC構想)の推進
- ◆家庭教育支援体制の強化 など

4つの基本的方向性を支える環境整備

- ◆教育委員会の抜本的改革
- ◆きめ細かで質の高い教育のための教職員等の指導体制の整備
- ◆大学におけるガバナンスの機能強化
- ◆大学の財政基盤の確立と施設整備
- ◆私立学校の振興
- ◆社会教育推進体制の強化 など

東日本大震災からの
復旧・復興支援

3 自立・協働・創造に向けた力の修得(生涯全体)

⇒ 社会を生き抜くための力を生涯を通じて身に付けられるようにする。

- ◆現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進
- ◆学校内外における様々な体験活動・読書活動の推進
- ◆学習の質の保証と学習成果の評価活用を推進(評価・情報公開の仕組みの構築・普及、教育支援人材の認証制度の推進など) など

2 課題探求能力の修得(大学～)

⇒ どんな環境でも「答えのない問題」に最善解を導くことができる力を養う。

- ★学生の学修時間の増加(欧米並みの水準) など
- ◆学生の主体的な学び確立による大学教育の質的転換(アクティブラーニング、教員サポート等)
- ◆大学情報の積極的発信
- ◆点からプロセスによる質保証を重視した高大接続(高校段階での到達度テストの結果の活用を含め、志願者の意欲・能力・適性等の多面的・総合的な評価に基づく入試への転換) など

7 安全・安心な教育研究環境の確保

- ★学校施設の耐震化率の向上
- (公立学校について平成27年度までのできるだけ早期の耐震化の完了 など)
- ★学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少 など
- ◆学校の耐震化、非構造部材の耐震対策を含む防災機能強化、老朽化対策の推進
- ◆主体的に行動する態度を育成する防災教育等の学校安全に関する教育、地域社会・家庭・関係機関と連携した学校安全の推進 など

美唄市の子育て支援・幼児保育・幼児教育施策

施設系サービス

子育て支援センター はみんぐ
・子育ての広場（主に就学前児童）
・こども療育広場 てらん

地域子育て拠点 毎週水曜日 14:30～16:30
・であえ～る広場
（道営住宅であえ～る中央公園団地集会所）

地域子育て拠点 毎週木曜日 14:30～16:30
・ひがしふくし広場（東福社会館内）

市立保育所
・中央保育所 定員 60 名
・西保育所 定員 45 名
・東保育所 定員 45 名

認定こども園（保育所型）
・ひまわり
長時間保育 定員 30 名
短時間保育 定員 5 名

私立幼稚園
・アカシヤ幼稚園 定員 140 名
・めぐみ幼稚園 定員 70 名

市立幼稚園
・栄幼稚園 定員 35 名

へき地保育所
・峰延保育所 定員 60 名
・進徳保育園 定員 60 名
・茶志内双葉保育園 定員 45 名

放課後児童施設
・小学校 5 校区

認可外保育施設
・ひかり保育園 定員 15 名
・はぐくみ託児所 定員 15 名

院内保育施設（従業員対象）
・美唄労災病院すずらん保育所 定員 15 名
・花田病院附属あゆみ保育園 定員 20 名
事業所内保育施設（従業員対象）
・乳幼児保育クラブぞうさん美唄ルーム（ヤクルト）

ソフト系サービス

◎託児サービス
ファミリーサポートゆりかご

◎子育て支援サポーターの育成
講習会の開催等

◎登下校の見守り等
せわすきせわやき隊 会員 83 名

◎ブックスタート事業
絵本の寄贈（7 か月児、3 歳児）

◎延長保育
市立 3 保育所～1 時間延長
ひまわり（長時間保育）～1 時間延長
ひまわり（短時間保育）～3 時間延長

◎預かり保育（一時保育）
東保育所 7:30～19:30（週 3 回・月 12 回まで）
アカシヤ幼稚園 15:00～17:00（月曜日～金曜日）
めぐみ幼稚園 11:30～17:30（月曜日）
13:30～17:30（火曜日～金曜日）
栄幼稚園 13:30～15:00（週 3 回）

◎開放事業
アカシヤ幼稚園 ちびっこ教室
めぐみ幼稚園
・体操教室
・おともだちといっしょ

◎子育て短期支援事業（子どもの一時預かり）
・ショートステイ事業 原則 7 日以内
・トワイライトステイ事業
17:00～22:00（月曜日～土曜日）
9:00～21:00（日曜日又は休日）
（岩見沢市・美唄市・奈井江町において実施）

◎民間の子育て応援
北海道すきやき隊に、市内企業
11 社が参加

美唄市幼稚園教育振興計画(H15～H25) 関連年表

年度	美唄市の動き	国・道の動き
H15	4月 美唄市幼稚園教育振興計画開始 市立中央幼稚園の定数見直し(210人→70人) 市立三井美唄幼稚園の定数見直し(70人→35人) 市立幼稚園の3歳児保育開始 9月 栄幼稚園が美唄市研究指定校として公開保育・研究協議を実施	7月 少子化社会対策基本法施行 次世代育成支援対策推進法施行
H16	7月 栄幼稚園開園50周年記念研究会実施	6月 少子化社会対策大綱(閣議決定) 1月 中央教育審議会答申「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」
H17	4月 私立めぐみ幼稚園の定数見直し(80人→70人) 6月 三井美唄幼稚園開園50周年記念公開保育研究会実施 10月 栄幼稚園が美唄市研究奨励校として公開保育・研究協議を実施	3月 「総合施設モデル事業の評価について最終まとめ」(総合施設モデル事業評価委員会)
H18	7月 栄幼稚園が美唄市研究奨励校指定として公開保育・研究協議を実施(H17～18)	10月 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行 同月 幼児教育振興アクションプログラム策定(H18～22) 同月 北海道認定こども園の認定の要件に関する条例施行 12月 教育基本法改正
H19	9月 栄幼稚園が空知公立幼稚園教育研究会指定公開研究会会場となり公開保育・研究協議を実施	6月 教育3法改正 ①学校教育法 ②地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ③教育職員免許法・教育公務員特例法 3月 学習指導要領・幼稚園教育要領改訂
H20		4月 北海道教育推進計画開始 1月 子ども・子育てビジョン(閣議決定)
H21	4月 市立中央幼稚園の定数見直し(70人→35人) 7月 栄幼稚園で道幼研空知大会を開催 同月 栄幼稚園が美唄市研究指定校として公開保育・研究協議を実施 11月 美唄市特別支援教育連携協議会を設立 3月 市立中央幼稚園閉園	4月 幼稚園教育要領実施 5月 北海道幼児教育すこやかプラン策定
H22	4月 幼・小連携教育実践研究開始(国立教育政策研究所指定)～H23 7月 栄幼稚園で第48回北海道国公立幼稚園教育研究大会空知大会を開催	4月 学習指導要領、小学校で全面实施 6月 子ども・子育て新システムの基本制度案要綱(少子化社会対策会議)
H23	5月 幼稚園で農業体験事業開始(グリーン・ルネサンス推進事業)	3月 子ども・子育て新システム関連3法案国会提出
H24	9月 認定こども園条例制定(H25.4施行) 10月 栄幼稚園が美唄市研究指定校として公開保育・研究協議を実施 3月 三井美唄幼稚園閉園	4月 学習指導要領、中学校で全面实施 8月 子ども・子育て関連3法公布
H25	4月 認定こども園ひまわり開園	4月 内閣府に子ども・子育て会議設置 中央教育審議会答申「第2期教育振興基本計画について」 6月 「第2期教育振興基本計画」(閣議決定)

美唄市幼稚園教育振興計画策定委員会委員名簿

氏 名	役 職 名
木 村 拓 己	美唄めぐみ幼稚園長
金 子 真 弓	美唄アカシヤ幼稚園教務主任
東 海 早 苗	美唄市立栄幼稚園長
藤 原 多美子	美唄めぐみ幼稚園保護者会会長
高 嶋 成 美	美唄市立栄幼稚園PTA会長
砂 川 昌 之	美唄市立東小学校長
谷 村 明 紀	美唄市PTA連合会会長

委員 7名（敬称略）

美唄市幼稚園教育振興計画策定委員会協議経過

回数	開催年月日	議 題
1	平成 25 年 7 月 5 日	正副委員長互選 前回計画の実施状況 美唄市の現状 計画策定に向けた進め方とスケジュール
2	平成 25 年 8 月 12 日	国及び道の動きについて
3	平成 25 年 9 月 24 日	国及び道の計画について 計画の具体的内容について（協議）
4	平成 25 年 10 月 16 日	美唄市幼稚園教育の目指す姿について 美唄市の子育て支援・幼児保育・幼児教育施策について 幼稚園教育に関するアンケート（案）について 計画の具体的内容について（協議）
	平成 25 年 10 月 23 日から 10 月 31 日	市内公立・私立幼稚園及び子育て支援センター「はみんぐ」 において、幼稚園教育に関するアンケート実施
5	平成 25 年 11 月 14 日	幼稚園教育に関するアンケート集計結果について 美唄市幼稚園教育振興計画(たたき台)について（協議）
6	平成 25 年 12 月 18 日	美唄市幼稚園教育振興計画(たたき台)について（協議）

幼稚園教育に関するアンケート集計結果

回答数	147
幼稚園回答率	78.3%

質問1 お子さんの通っている幼稚園を、お選びください。

- 1) 公立幼稚園
- 2) 私立幼稚園
- 3) その他

16
111
13

質問2 今後、幼稚園の教育で特に力を入れて欲しいことを、お選びください。(〇は3つまで)

- 1) 基本的生活習慣
- 2) あいさつやマナー
- 3) 健康な体と体力をつくる
- 4) 人の話を聞き取る力をつける
- 5) 自分の思いを話す力をつける
- 6) 他者を思いやる力をつける
- 7) 善悪の判断する力をつける
- 8) 忍耐力をつける
- 9) 文字の読み書き
- 10) 数をかぞえる
- 11) 様々な体験活動
- 12) その他
 - ・集団におけるルールやマナーをみにつける
 - ・集団行動で出来るような体験

30
53
30
40
41
88
36
12
21
2
67
2

質問3 お子さんが幼稚園から小学校に進むに当たって、必要だと思う園と学校との連携した取組みは、どんなものですか。(〇はいくつでも可)

・園児は

- 1) 小学校への授業参観
- 2) 小学校行事への参加(運動会や学芸会など)
- 3) 給食体験
- 4) その他
 - ・小学校を開放する日を決めて、園児を小学校に慣れさせるため
 - ・年長さんになったら数回小学校との交流をしてほしい
 - ・体験学習(簡単な授業の体験)
 - ・学校内見学
 - ・体験入学らしきものを1度以上してほしい
 - ・小学生との交流 2件
 - ・学校見学をさせたい。どんな所かを教えてあげたい、生活全て。
 - ・一緒に遊ぶ

79
48
91
9

・幼稚園・小学校は

- 1) 学校だよりの幼稚園への配布
- 2) 保護者の学校見学の実施
- 3) 小学生の幼稚園行事への招待
- 4) その他
 - ・おさがり品・スキー・学用品等があると助かる
 - ・在校生の生活の様子取組み等、施設以外の内容説明会
 - ・小学校の楽しさをアピールしてほしい。(年間行事とその内容をわかりやすく)

37
68
36
3

・教員は

- 1) 幼稚園教諭による小学校の授業参観
- 2) 小学校教諭による幼稚園の保育参観
 - ・事前に園児の特性を理解するためにもお願いしたい
- 3) 幼稚園教諭と小学校教諭との連絡会議や合同研修
- 4) その他
 - ・お互い園・学校の事へ力を入れてくれればOK
 - ・親の立場で考えると答えがよくわからない
 - ・もっと安く子どもを預けて働けるような保育園。保育園は高すぎてとても子どもを入れられない。そのため子どもも産みにくい。
 - ・保育所の年長児にももう少し手をかけてほしい

29
27
89
4

質問4 将来的に少子化がさらに進むと見込まれますが、今後、必要だと思われる幼児教育の施設はどのようなものだと思いますか。(○は1つ)

- | | |
|-------------------------------|----|
| 1) これまでどおりの幼稚園(公立・私立) | 50 |
| ・預かり保育の充実 | |
| 2) 保育所の機能を合わせもつ認定こども園 | 74 |
| ・教育レベルは幼稚園ぐらいで維持してほしい。 | |
| 3) 幼稚園と保育所の併設(同一敷地内に別々の施設を配置) | 19 |
| 4) その他 | 2 |
| ・無料又は保育料の安い施設 | |
| ・老人施設や障がい者施設の併設 | |

幼稚園教育に対し、要望等があれば、自由にお書き下さい。

(別 紙)

幼稚園教育に対し、要望等があれば、自由にお書き下さい。

- ・数年前に幼小連携プロジェクトをやっていましたよね。とっても良かったと思うので、それを活かして幼小の連携をこれからも持っていて欲しいです。
- ・公立幼稚園が中心地(市街)にあればと思います。
- ・小学校入学に向けて最低限、やるべき事を小学校と幼稚園で話し合い、幼稚園で実行してほしい。
- ・お勉強まではいかないが、ひらがな、数字、英語(歌など)とふれ合うような教育があると良い。
- ・働くお母さんが多くなってきているので、それをサポートできる保育園の増設や市立幼稚園での延長保育サービスなど、安心して子供を預けられる体制が増えると思う。
- ・全児童が乗車できるバス停を近くに作ってほしい。冬が大変なので。幼稚園から遠い家でも、少しでも近いバス停を望みます。
- ・わくわくの杜の様な、幼稚園になってほしいと思います。たくさん体を使うこと、遊びの中でも頭を使うこと。行きたい、行かせたいと思うような幼稚園。考える力がつくといいなと思う。いっぱい考えて、悩ませて、その結果どうしたらいいのかを子どもが中心になって、先生が受け止めてほしい。マニュアルばかりの、いるだけの先生はいらない。子どもの気持ちをもっと見てほしい。設定保育の中にはもっともっとこどもの考えること、やりたいこと、しようと思っている事、どうしてか、どうしたんだろう・・・先生も頭を使ってください。見ている限りでは、流れの中でやっているようにしか感じられない。
- ・小学校に入る準備的な事も教えてもらいたい。鉛筆の持ち方やひらがな書きなど。
- ・元気いっぱい、のびのびと子ども達がにこやかに過ごす場所であれば、教育的な事は後回しでも良いと思う。子ども達がにこやかに楽しく毎日を過ごす事は、簡単そうに見えて実はマンネリ化しやすい難しい事だと思うので。
- ・幼稚園でも給食があると助かります。毎日じゃなくてもいいので、週に何日か・・・給食の日があると良いと思います。それと制服があると助かります。私服はいつもデザイン・サイズ等で何着も用意しないといけないのが負担です。園児達がみんな同じ服を着ていれば、保護者の意識も変わるのではないかと思います。
- ・跳び箱やマット運動など、小学校でやる体力づくりを、幼稚園から少し取り入れるといいと思います。小学校に行ってからスムーズに行えるし、子ども達は体を動かすのが大好きなので楽しみながら運動できるといいかと思ひます。
- ・幼稚園はこれまでどおりの形で良いと思います。保育所と併設したことにより、幼稚園の持つ特性が失われてしまうのでは、今子どもを幼稚園に行かせている意味がなくなります。実際、幼稚園でも時間外は預かり保育を実施してくれているのですし・・・。
- ・幼小連携の取り組みについては早急に具体化してもらいたいものです。文科省のモデルとして取り組まれていた時の様々な体験が年長組の子どもはもとより、親にとっても大変よい機会でしたので。その後、全く取り組みがなくなり残念です。
- ・私立幼稚園も公立みたいに市の行事に参加等があればうれしいです。幼小中音楽祭など。
- ・父母の風評が多すぎるので、どうにかならないでしょうか・・・。
- ・幼稚園に対する要望はないのですが、母親も働かないと食べていけない時代なので、待機児童を減らすために認定こども園を作る意味はわかりますが、幼稚園に楽しく通わせる母親の1人としては、保育所の保護者の方は働いているので、行事は少なくともたくさん楽しい行事にちょこちょこ行けなくなるのは、とても寂しく「認定こども園」になると、そこが心配です。年に2・3回の行事では、ただ子どもを預けているだけで、もっと沢山の事に参加したい、母親もいますのでよろしくお願いいたします。
- ・今、娘が通っている幼稚園に不満はありません。ただ、小学校にあがってから他の園からくる子どもの中に少々荒々しい子がいたりします。(言葉や態度)小さいうちは園でも注意したりすることはできないでしょうか？あとは、子どもの事ではありませんが、園の行事に行くと必ず保護者の方がかたまっておしゃべりに夢中になっているのを見ます。正直、あのような状態を見せられますと園の行事や参観等、行くのが嫌になります。(話がうるさいのと子どもがかわいそうなので)我が子を見に行っているのに話をしに来ている親の子どものお世話まですることになり、少々つかれます。園の行事や参観は、子どもが主役であり保護者はわき役だと思ひます。
- ・質問2で書かれている事、すべて重要だと思います。基本的にすべて力を入れて欲しいです。
- ・現状、めぐみ幼稚園では、子どもの特性を良く理解して下さって心配りがあり、安心して通わせております。
- ・本来、子ども自身が持っている心を(思いやり等)を伸ばす事を大切にしていきたい。
- ・兄妹の年が近く人数が多いとなかなか自宅での読み書きの練習をつきっきりでみてあげることができないので、私立の幼稚園だからなのかはわかりませんが、1週間のうち1度くらい、ひらがなや数の練習プリントみたいなものがあれば助かります。
- ・私立幼稚園でも、給食があればよいと思います。週に1・2日でもみんなと一緒に同じものを食べる事も良い事だと思います。

・幼稚園内での出来事や様子を知りたい。保護者同士のつながり、接点を持ちたい。
・園児は一つの幼稚園を体験する事しかできません。願わくば市内の幼稚園協議会のような集まりがあると思いますので、各園の独自の取り組みなど、特徴のある活動を全幼稚園児でシェアできれば、子どもたちも様々な活動を体験することができるのではないかと考えます。ぜひ前向きにご検討頂きたいと思います。また、美唄ならではの(故郷にしかできない取組み)を体験させる事ができれば「美唄愛」のように美唄のために役立つと思います。例: やきとり焼き体験&試食など。
・外国語に親しむ機会がもっと増えればと思います。買い物の授業等により、お金の大切さや価値について学ぶ機会があれば良いように思いました。
・週に1度でも給食があるといい。たくさん体を動かしてほしい。友人間関係でうまくいっていない所は、ちゃんと把握してほしい。
・幼稚園に通うようになってから、徐々に心配していた事などが解消しつつあり、先生方の心遣いにもとても感謝しております。要望は特にありません。
・私立幼稚園には、課税世帯に対し補助があるのに、公立幼稚園に対して課税世帯への補助がなく、同一世帯から複数通園した場合、私立より公立の方が高くなるのではないかと感じてしまう。減免額や公立幼稚園の保育料を見直しても良いのでは？公立幼稚園の通園バスや保育時間延長等があればもっと通わせやすくなると思っている。
・園の運営方針に関して、保護者の意見や考えをくみ取る機会(話し合いやアンケート等)を作り、園と保護者が一緒に子どもの成長を見守る環境を作してほしい。
・「幼稚園」として「保育所」との差別化は必要だと思います。教育的な取り組みを中心に、集団の中での行動を学んでもらいたい。ただ、将来的には働く母親や介護が必要な家庭でも子どもを幼稚園に入れられるように、時間外保育やバスでの園児の送迎を考えていただきたいです。

ご意見を募集します

募集する案件は、次のとおりです。

ご意見を参考に平成 26 年 5 月上旬までに取りまとめ、平成 26 年 6 月から施行します。

「美唄市幼稚園教育振興計画（素案）」について

幼児教育の振興を効果的に推進するため、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間で計画期間として、次のとおり美唄市幼稚園教育振興計画（素案）をまとめましたので、さらに広くご意見をお聴きするためご意見を募集いたします。

【計画素案、計画素案〈概要版〉 別紙のとおり】

◆意見募集期間

平成 26 年 3 月 10 日(月)～平成 26 年 4 月 10 日(木)

◆意見提出者の範囲

市内にお住まいの方、市内に勤務する方、市内の学校に在学する方、市内で事業を営む方、市内で活動する団体、納税義務がある方、本案件に利害関係がある方。

◆意見の提出先及び問合せ

〒072-8660 美唄市西 3 条南 1 丁目 1 番 1 号

美唄市教育委員会学務課

電話 0126-62-3146 FAX 0126-62-1088

電子メール gakumu@city.bibai.lg.jp

◆意見の提出方法

意見提出用紙に住所、氏名、連絡先を明記し、次のいずれかの方法で提出ください。

◎持参、郵送、FAX、電子メール

◆意見の検討結果

意見の検討結果は、平成 26 年 5 月中に公表する予定です。

◆計画素案と意見提出用紙の配置場所

計画素案及び関連資料、意見提出用紙は、市役所 4 階教育委員会事務局、市役所 1 階総合相談窓口、東美唄出張所、市民会館、図書館、総合体育館、市民ふれあいサロン、保健センターに配置しているほか、市のホームページ(<http://www.city.bibai.hokkaido.jp>)に掲載しています。

意見提出用紙

パブリック・コメント手続実施責任者 学務課長 阿部 良雄

TEL : 0126-62-3146 FAX : 0126-62-1088

美唄市幼稚園教育振興計画（素案）に対するご意見

○氏名又は名称 _____

○住所又は所在地 _____

※住所が市外の場合、次のうち該当するものを選んでください。

☐ 市内在勤（事業所等の名称・所在地 _____）

☐ 市内在学（学校の名称・所在地 _____）

☐ 納税義務者（納税している市税の種類 _____）

☐ 利害関係者（具体的な利害関係 _____）

○連絡先（電話） _____ （メールアドレス） _____

※上記の記述がないものは受付できませんので、ご注意ください。

これらの情報は公表しません。

【ご意見】